

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定（第八条第十九項及び第九十五条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定を除く。以下この条において同じ。）は、令和十年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和八年七月七日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等

規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第三百十條若しくは第二百十一條に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の十一、第八条の十二、第四十九條、第九十五條の五（第一項第二号を除く。））、第九十八條、第三百條、様式第六号、様式第六号の二、様式第十八号及び様式第二十五号に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新連結財務諸表規則」という。）の規定（第二条第一項（第十四号に係る部分に限る。）、第十五条第二項及び様式第四号の規定を除く。以下この条において同じ。）は、令和十年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和八年七月七日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財

務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第九十二条に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第十一条、第十五条の五、第三十七条、第六十五条（第二項を除く。）、第一百七十条、第二百八十二条、様式第五号、様式第十四号及び様式第二十二号に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。